NO. 24	発行日 2005年8月	改定日 2010年3月

被牽引自動車「自動車点検・分解整備記録簿」の使用について

当会が発行する被牽引自動車専用の点検・分解整備記録簿には、法定点検項目のほか各装置の性能を維持するために必要な「点検箇所」、「点検内容」、「点検整備時期」が記載されております。また、激しい使われ方（シビアコンディション）の定義なども追加記載されております。被牽引自動車専用の点検・分解整備記録簿を是非ご利用下さい。

1. 推奨する点検整備記録簿

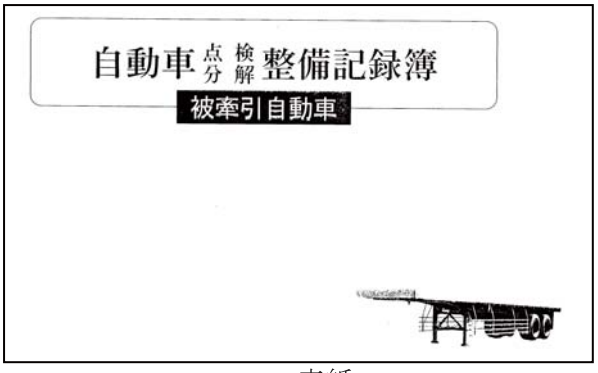

表紙

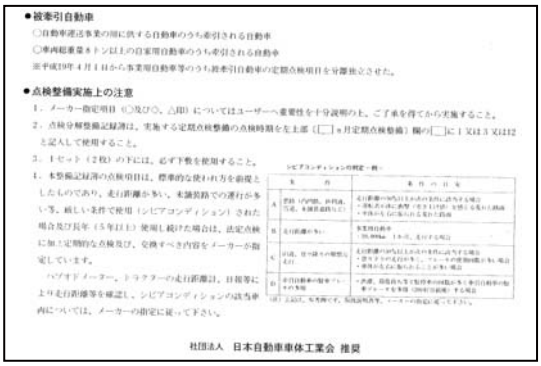

裏表紙

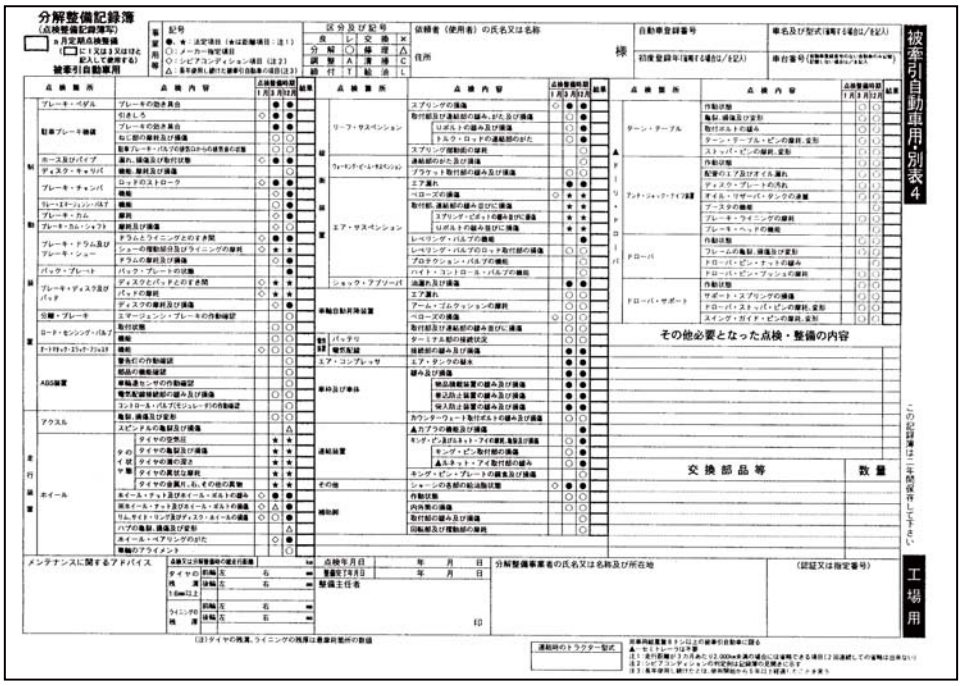

分解整備記録簿：工場用及び使用者用の２枚１セット

2. 入手方法

各トレーラメーカーで販売しておりますので、最寄の各トレーラメーカーの支店・営業所にお申し付けください。

（社）日本自動車車体工業会　　トレーラ部会　　サービス委員会

NO. 24	発行日 2005年8月	改定日 2010年3月

被牽引自動車「自動車点検・分解整備記録簿」の使用について

3. 使用上の留意点

1) 該当しない装置・点検箇所・点検内容は、結果の欄に「／」を記載する。(以下に例を示します。)
・セミトレーラ点検に使用する場合のフルトレーラ、ポールトレーラの欄
・制動装置(ドラムブレーキ若しくはディスクブレーキ等)のいずれか該当しない装置の欄
・緩衝装置(リーフ・サスペンション又はエア・サスペンション等)のいずれか該当しない装置の欄
・元々装備していない装置の欄
例) 車軸自動昇降装置 (エア・サスペンション専用の装置) の欄
・整備月が該当しない場合の点検内容欄
例) 3 月時に点検整備して記録する場合
制動装置/ディスク・キャリパ/機能、摩耗及び損傷 : 12 月点検なので、3 月点検時は該当しない。

2) 区分及び記号
点検結果を記載する「区分及び記号」は下表になります。(分解整備記録簿の上覧にも掲載されております。) 下表に習って記録して下さい。

区 分 及 び 記 号			
良	レ	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

3) 記載例

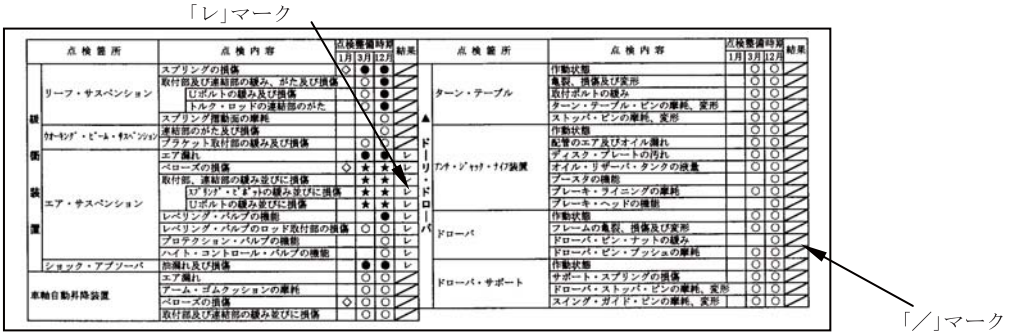

分解整備記録簿の抜粋

4) 各メーカー発行の取扱説明書等には点検要領に関する注意事項が記載されている場合がありますので、その注意事項に従って実施して下さい。

5) 各メーカーの取扱説明書等には、本分解整備記録簿項目以外の項目が記載されている場合もあります。
その場合には、本分解整備記録簿の「その他必要となった点検・整備の内容」欄に記入して下さい。

6) シビアコンディションの判定基準は、下表に従って下さい。(記録簿の裏表紙にも掲載されております)

条 件		条 件 の 目 安
A	悪路 (凹凸、砂利道 雪道、未舗装道路など)	走行距離の 30%以上が次の条件に該当する場合 ・運転者が身体に衝撃 (突き上げ感) を感じる荒れた路面 ・車体が左右に振られる荒れた路面
B	走行距離が多い	事業用自動車 ・10,000Km/1 ヶ月以上走行する場合
C	山道、登り降りの頻繁な 走行	走行距離の 30%以上が次の条件に該当する場合 ・登り降りの走行が多く、ﾌﾞﾚｰｷの使用回数が多い場合 ・車体が左右に振られることが多い場合
D	牽引自動車の駐車ﾌﾞﾚｰｷ の多用	・渋滞、荷役待ち等で駐車の回数が多く、牽引自動車の駐車ﾌﾞﾚｰｷを多用 (20 回/日前後) する場合

(注) 上記は参考例です。取り扱い説明書等メーカーの指定に従ってください。

(社) 日本自動車車体工業会　　トレーラ部会　　サービス委員会